1. 農地法施行規則第17条第1項の適用	二往
区域	面積 (アール)
赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子、向国安、竹生、上味野、朝月、源太、下味野、本高、北村、西今在家、篠坂、中村、有富、高路、下段、大塚、野坂、宮谷、嶋、大桷、河内、槙原、松上、細見、上原、尾崎、上段、岩吉、里仁、足山、布勢、桂見、高住、良田、六反田、大畑、金沢、福井、妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、三山口、伏野、白兎、小沢見、内海中、御熊、三津、美萩野全域、東大路、中大路、西大路、久末、美和、古郡家、越路、杉崎、南栄町、津ノ井、生山、桂木、海蔵寺、船木、広岡、香取、紙子谷、袮宜谷、若葉台全域	
【国府町】 麻生を除く全域	
【福部町】 全域	
【河原町】 河原、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原、布袋、稲常、西円通寺、鮎ケ丘、山手、郷原、 三谷、釜口、高福、徳吉、今在家、片山、天神原、和奈見、八日市、水根、山上、小倉、 本鹿、小河内、神馬、牛戸、湯谷、小畑、弓河内、北村	50
【気高町】 殿、飯里、下石、上原、山宮、睦逢、会下、郡家、高江、宿、土居、重高、二本木、 下坂本、日光、上光、下光元、常松、富吉、宝木、奥沢見	
【鹿野町】 全域	
【青谷町】 蔵内、大坪、奥崎、養郷、善田、鳴滝、北河原、山田、亀尻、絹見、吉川、露谷	
秋里、正蓮寺、桜谷、八坂、橋本、蔵田、円通寺、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見、 野寺、服部、菖蒲、徳尾、湖山町全域、徳吉、安長、五反田町、商栄町、江津、晩稲、 南隈、千代水全域、南安長全域、緑ヶ丘全域	
【国府町】 麻生	
【河原町】 中井	
【用瀬町】 金屋、樟原、川中、宮原、安蔵、家奥、屋住、江波、別府、鷹狩、美成、赤波	40
【佐治町】 葛谷及び大井を除く区域	
【気高町】 浜村、勝見、新町全域、北浜全域、八幡、下原、八東水	
【青谷町】 桑原、澄水、楠根、紙屋、田原谷、八葉寺	
国安、松原、吉岡温泉町及び昭和28年7月1日町村合併前の鳥取市の区域 (旧市、富桑、中ノ郷、稲葉、美保、賀露)	
【河原町】 曳田、佐貫	
【用瀬町】 古用瀬	30
【佐治町】 葛谷、大井	
【青谷町】 小畑、河原、山根、早牛、青谷、井手、長和瀬	

区 域	面積 (アール)
南吉方三丁目、田島、雲山、新、大杙、東今在家、面影一丁目、面影二丁目、馬場、西円通寺、古海	20
【用瀬町】 用瀬 【気高町】 酒津	10

## 2. 農地法施行規則第17条第2項の適用

	区	域	面積 (アール)
空き家に付随する農地			1